

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	保育所における保育の実施等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉田町は、保育所における保育の実施等における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

静岡県吉田町長

公表日

令和8年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施等に関する事務
②事務の概要	1 申請に基づき保育所への入退所を管理 ① 申請受付(宛名参照) ② 入所選考会議 ③ 入所決定 ④ 入所承諾通知 2 世帯状況、世帯員の税額等を参照し、徴収基準表をもとに保育料を決定、徴収 ① 口座申込 ② 家族住民税参照 ③ 料金計算 ④ 保育料決定通知 ⑤ 口座振替依頼(納付書作成) ⑥ 振替(納付)結果消込 3 運営費報告資料の作成 ① 児童数集計(月報) ② 運営費集計(年度報)
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童台帳情報ファイル、家族台帳情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 9の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会できる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14, 42 の項 (提供できる根拠規定) 情報提供を実施しない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課 保育支援部門
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 行政部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2132
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来課 保育支援部門 静岡県榛原郡吉田町住吉87 TEL 0548-33-2153
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当が入力した内容を共有により間違いがないか確認しているため、人為的ミスが発生するリスク対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対応は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	I ④2 法令上の根拠	(照会できる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第二 ……	(照会できる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 ……	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和5年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和5年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和4年9月1日 時点	令和6年9月1日 時点	事後	
令和6年9月1日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	番号法第9条第1項 別表 9の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条	事後	
令和6年9月1日	I ④2 法令上の根拠	(照会できる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第二 12、13、15の項	(照会できる根拠規定) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表14、42の項	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 1 いつ時点の集計か	令和6年9月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 2 いつ時点の集計か	令和6年9月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ 8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年7月1日	Ⅳ 8 判断の根拠	－	担当が入力した内容を共有により間違いがないか確認しているため、人為的ミスが発生するリスク対策は「十分である」と考えられる。	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年7月1日	Ⅳ 11 最も優先度が高いと考えられる対策	－	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年7月1日	Ⅳ 11 当該対策は十分か	－	十分である	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和7年7月1日	Ⅳ 11 判断の根拠	－	アクセス可能な職員は、IDとパスワードによる認証によって限定しており、権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対応は「十分である」と考える。	事後	新様式移行に伴う記載追加
令和8年7月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事後	
令和8年7月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	令和8年7月1日 時点	事後	